

○ 厚生年金保険法第八十五条の二に規定する責任準備金に相当する額の算出方法（昭和五十年厚生省告示第三十二号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号。以下「法」という。）第八十五条の二（<u>法第百六十一条</u>）において引用する場合を含む。）に規定する責任準備金に相当する額は、厚生年金基金（以下「基金」という。）又は<u>企業年金連合会</u>（以下「連合会」という。）が解散した日において当該基金又は連合会が老齢年金給付の支給に関する義務を負っている者について、それぞれ次の各号に定める額を合計した額にその者の性別及びその解散した日におけるその者の年齢に応じて別表に定める数を乗じて得た額を合算した額とする。</p> <p>一 厚生年金保険の被保険者であつた期間であつて基金が解散した場合にあつては当該基金の加入員であつた期間、連合会が解散した場合にあつては法第百六十条第五項の規定により連合会が支給に関する義務を承継している老齢年金給付又は<u>法第百六十一条</u>第二項若しくは<u>国民年金法</u>等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）<u>第九条</u>の規定による改正前の<u>法第百六十二条</u>の三第二項の規定により連合会が支給を行うこととされている老齢年金給付の額の計算の基礎となる基金の加入員であつた期間（以下「加入員たる被保険者であつた期間」という。）のうち国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭</p>	<p>厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号。以下「法」という。）第八十五条の二（<u>法第百六十二条</u>の三）において引用する場合を含む。）に規定する責任準備金に相当する額は、厚生年金基金（以下「基金」という。）又は<u>厚生年金基金連合会</u>（以下「連合会」という。）が解散した日において当該基金又は連合会が老齢年金給付の支給に関する義務を負っている者について、それぞれ次の各号に定める額を合計した額にその者の性別及びその解散した日におけるその者の年齢に応じて別表に定める数を乗じて得た額を合算した額とする。</p> <p>一 厚生年金保険の被保険者であつた期間であつて基金が解散した場合にあつては当該基金の加入員であつた期間、連合会が解散した場合にあつては法第百六十条第五項の規定により連合会が支給に関する義務を承継している老齢年金給付又は<u>法第百六十二条</u>の三第二項の規定により連合会が支給を行うこととされている老齢年金給付の額の計算の基礎となる基金の加入員であつた期間（以下「加入員たる被保険者であつた期間」という。）のうち国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）<u>附則第八十二条</u>第一項に規定する旧特例第三種被保険者であつた期間（以下「旧特例第三種被保</p>

和六十年改正法」という。) 附則第八十二条第一項に規定する旧特例第三種被保険者であつた期間(以下「旧特例第三種被保険者であつた期間」という。) 及び同項に規定する特例第三種被保険者等であつた期間(以下「特例第三種被保険者等であつた期間」という。) 以外の加入員たる被保険者であつた期間(以下「第三種被保険者以外の加入員期間」という。) の平均標準報酬月額額の千分の七・五に相当する額に当該第三種被保険者以外の加入員期間に係る厚生年金保険の被保険者期間の月数を乗じて得た額(昭和六十一年四月一日(以下「施行日」という。) 前の第三種被保険者以外の加入員期間を有する者であつて、国民年金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第十八号)第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則別表第七の上欄に掲げる者については、施行日前の第三種被保険者以外の加入員期間の平均標準報酬月額額の千分の八(昭和十七年四月二日以後に生まれた者にあつては、その者に係る同表の下欄に掲げる率)に相当する額に施行日前の当該第三種被保険者以外の加入員期間に係る厚生年金保険の被保険者期間の月数を乗じて得た額と施行日以後の第三種被保険者以外の加入員期間の平均標準報酬月額額の千分の七・五に相当する額に施行日以後の当該第三種被保険者以外の加入員期間に係る厚生年金保険の被保険者期間の月数を乗じて得た額を合算した額)

二〇三 (略)

險者であつた期間」という。) 及び同項に規定する特例第三種被保険者等であつた期間(以下「特例第三種被保険者等であつた期間」という。) 以外の加入員たる被保険者であつた期間(以下「第三種被保険者以外の加入員期間」という。) の平均標準報酬月額額の千分の七・五に相当する額に当該第三種被保険者以外の加入員期間に係る厚生年金保険の被保険者期間の月数を乗じて得た額(昭和六十一年四月一日(以下「施行日」という。) 前の第三種被保険者以外の加入員期間を有する者であつて、国民年金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第十八号)第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則別表第七の上欄に掲げる者については、施行日前の第三種被保険者以外の加入員期間の平均標準報酬月額額の千分の八(昭和十七年四月二日以後に生まれた者にあつては、その者に係る同表の下欄に掲げる率)に相当する額に施行日前の当該第三種被保険者以外の加入員期間に係る厚生年金保険の被保険者期間の月数を乗じて得た額と施行日以後の第三種被保険者以外の加入員期間の平均標準報酬月額額の千分の七・五に相当する額に施行日以後の当該第三種被保険者以外の加入員期間に係る厚生年金保険の被保険者期間の月数を乗じて得た額を合算した額)

二〇三 (略)